

堺市公報 第52号	平成31年1月4日発行
堺市公報	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】…………… 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】…………… 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】…………… 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】…………… 3

<農業委員会告示>

- 農業委員会総会の招集について
【農業委員会事務局】…………… 4

告 示

堺市告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

平成31年1月4日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（指定日 平成31年1月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
自分未来き よういく株 式会社	東京都港区港 南1丁目8番 40号	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	P l u s + d a y s	堺市北区中百舌 鳥町2丁2番2 F	2756520306

堺市告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

平成31年1月4日

堺市長 竹山修身

指定障害児相談支援事業者（指定日 平成31年1月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
合同会社リブ	堺市堺区百舌鳥夕雲町一丁74番地	障害児相談支援	リブケアプラン	堺市堺区百舌鳥夕雲町1丁74 エステートMO ZU2-110	2776000131

堺市告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2

号の規定により告示する。

平成31年1月4日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（廃止日 平成30年12月31日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
合同会社M i d - v a l l e y	堺市中区深井 清水町3209番 地	放課後等デ イサービス	C r e a t i v e s t u d i oはのん	堺市中区深井清 水町3209番地	2756120156

堺市告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

平成31年1月4日

堺市長 竹山修身

指定障害児相談支援事業者（廃止日 平成30年12月31日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
特定非営利 活動法人 栄友社	堺市南区高倉 台2丁40番2 号	障害児相談 支援	栄友社相談支 援センター	堺市南区若松 台2丁1番4- 107号	2776400026

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第1号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年1月4日

堺市農業委員会
会長 田 中 宏

[日時]

平成31年1月10日（木）午後2時

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他